

意見広告

基地も原発もいらない！

いのちがたいじ

「アーナ・ヒナード、広島の街を歩いたことがありますか？」
お気に入りのスポットについて語る。
「もー! 広島を案内して」といわれたら、ぼくは
元安川をわたる平和大橋(いっしょに出かけたいと思う場所)の不運で御影石の碑がひつそりとたつてゐる。
「市立高女職員生徒慰靈碑」
おもてに三人の少女が並び、まんなかの一人が両腕に箱を抱えているけど、それは生徒たちと先生たちを殺したものを表わしているのだ。
でも原子弹爆弾と箱に書いてあるわけではなく「原爆」でも「核兵器」でも「ビカドン」でもなく英語の「atomic bomb」もそこには記されていない。
箱にはさきと刻んであるのは「E=mc²」
アインシタインの相対性理論の方程式、
核分裂のエネルギーだ。
広島の上空で引きこされた核分裂であり、同時にチャエルノブイリの核分裂でもある。
二二メートルの高さの実験所、スリーマイル島と福島の核分裂も、大飯の三号炉と四号炉の中で起つてゐる核分裂も、慰靈碑の箱に含まれる。
「平和大橋」や「平和通り」や「平和公園」
「平和記念資料館」「平和憲法」にまぎれこんだ「平和利用」の名のもとで、一九四五八年八月六日の破壊はすこじつてゐる。
原子爆弾か原子炉か、核兵器か核燃料か、生活を瞬時に破壊されるか、シリシリむしばまれていくのか、市立高女の生徒が抱えているあの箱のエネルギーにほんものの平和大橋をもしかしたら終止符を打つことができるか、もしできたらそこで初めて

日本国憲法 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



オスプレイ配備 キケン！イケン（違憲）！ (垂直離着陸輸送機MV22)

原子力基本法の改正

2 前項の安全の確保について、既に確立された国際的な基準を踏まえ、人間の生命、健康および財産の保護の確保ならびにわが国の**安全確保**することを目的として、行うもの。

昨秋、憲法改定発議のできる「憲法審査会」が両院で動き出した4月、自民党をはじめ各党は「自衛軍」「国防軍」を明記する改定案を出しました。大震災や原発事故に対して国は、被災者や原発事故の諸施策を急ぐべきですか。しかし憲法に「国家緊急事態」がないから遅れたとして、改憲を急ぎ、参院審査会で論議しています。参院の審査会では憲法各条項の論点整理を始めました。明確に反対する審査会の委員はわずか衆院50人、参院45人中そぞろ2人だけで、20～30人の方々の傍聴は大きな力になっているようだ。集団的自衛権は違憲ではないという危険な解釈改憲はね、「平和憲法を活かそう」という市民の声を届けましょう。

オズブ
普天
基地
(田村)

皆さまの声をお聞かせください！私たちはいかなる政党・団体にも属さず、憲法を大切にしようという市民が集まって行動しています。この意見広告へのご感想、ご意見をお寄せ下さい。なお賛同金も受け付けております。郵便振替：口座番号 01390-5-53097 口座名 第九条の会ヒロシマ

第九条の会ヒロシマ 世話人代表 岡本 三夫(広島修道大学名誉教授) 連絡先:〒734-0015 広島市南区宇品御幸1-9-26-413 Tel:070-5052-6580(藤井) Tel&Fax:082-283-7789(佐々木) E-mail:fujii@jca.apc.org http://9-hiroshima.org/